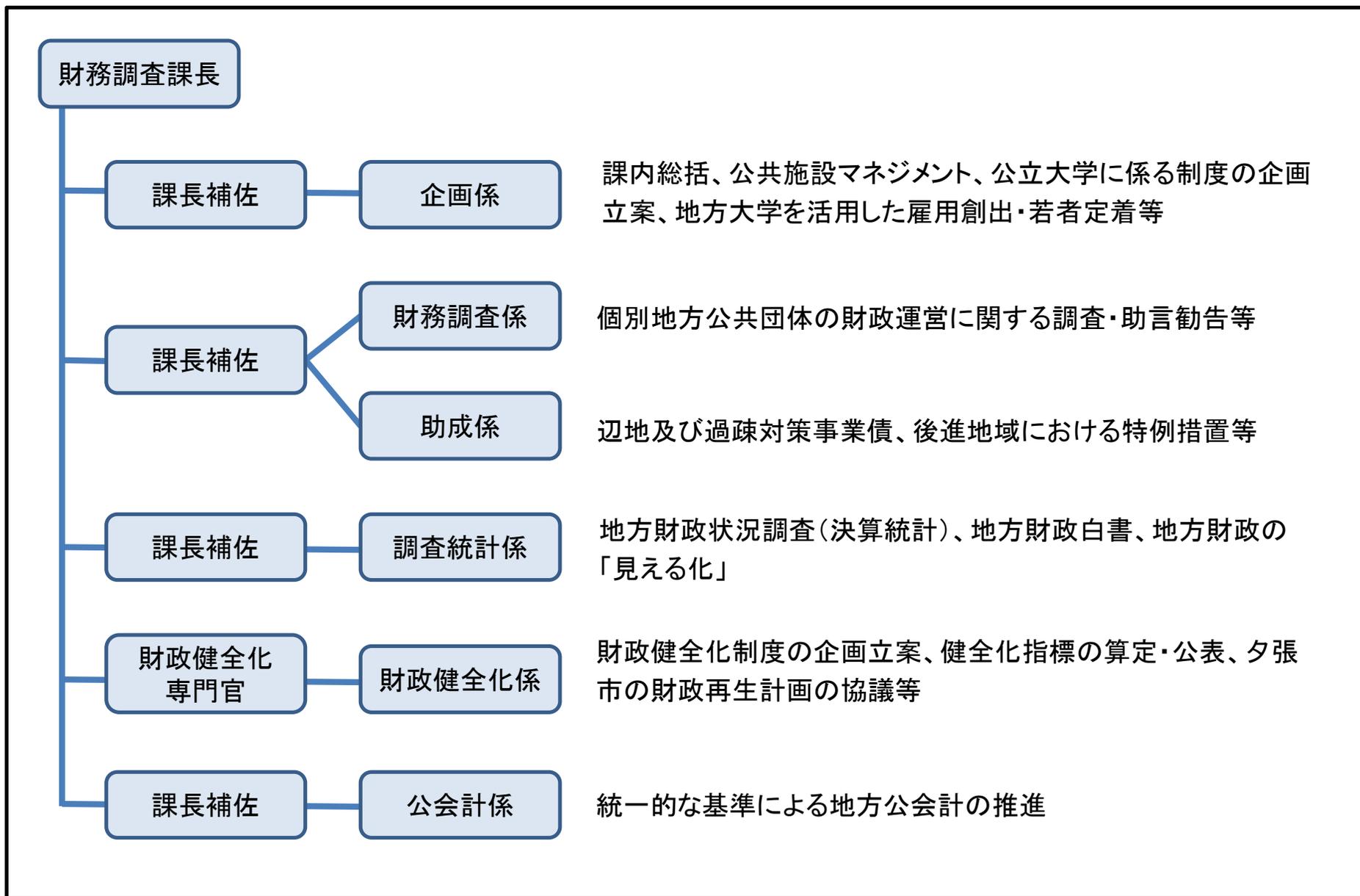


財務調査課の所管事項について

令和4年3月22日
総務省自治財政局財務調査課

1. 財務調査課の体制及び主な所掌事務

財務調査課の体制及び主な所掌事務について



2. 財務調査課の付議案件

財務調査課の付議案件について①

法令に基づく案件

● 平成〇年度「地方財政の状況」(地方財政白書)について

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）抄
（地方財政の状況に関する報告）

第三十条の二 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

● 夕張市財政再生計画の変更の同意について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）抄
（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2（略）

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5（略）

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

法令に基づく案件

● 夕張市の地方債の起債の許可について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）抄
（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2・3 （略）

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

財務調査課の付議案件について③

主な定例的報告案件

【決算統計関係】

- ・平成○年度都道府県普通会計決算の概要(速報)について
 - ・平成○年度市町村普通会計決算の概要(速報)について
- ・平成○年度地方公共団体普通会計決算の概要(確報)について
 - ・平成○年度都道府県普通会計決算の概要(確報)について
 - ・平成○年度市町村普通会計決算の概要(確報)について

【当初予算関係】

- 平成○年度都道府県・政令指定都市普通会計当初予算の状況について

【財政健全化関係】

- 平成○年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(速報)
- 平成○年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(確報)
- 平成○年度の財政再生計画等の実施状況及び完了報告の概要

3. 地方財政状況調査(決算統計)

地方財政状況調査（決算統計）について

地方財政状況調査(決算統計)は、地方自治法第252条の17の5の規定に基づき、総務大臣が実施をしている各地方公共団体の決算に関する統計調査であり、地方財政の状況を分析するための基礎となるものである。

統計法に基づく統計調査(基幹統計及び一般統計)には位置づけられておらず、業務統計扱いとなっている。

全ての地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合の計3,020団体(令和2年度決算))を対象に調査を実施(悉皆調査)し、全団体から報告を受けており、調査結果を地方財政白書の内容の基礎とするとともに、集計表をe-Stat(イースタット、政府統計の総合窓口)において公表している。

【参考】

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百五十二条の十七の五 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、総務大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

統計法（昭和22年法律第18号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6～12（略）

令和2年度地方公共団体普通会計決算の概要

歳入 130.0兆円(+26.8兆円) うち通常収支分 128.2兆円(+27.1兆円)、東日本大震災分 1.9兆円(▲0.3兆円)

歳出 125.5兆円(+25.8兆円) うち通常収支分 123.9兆円(+26.0兆円)、東日本大震災分 1.5兆円(▲0.3兆円)

1 歳入

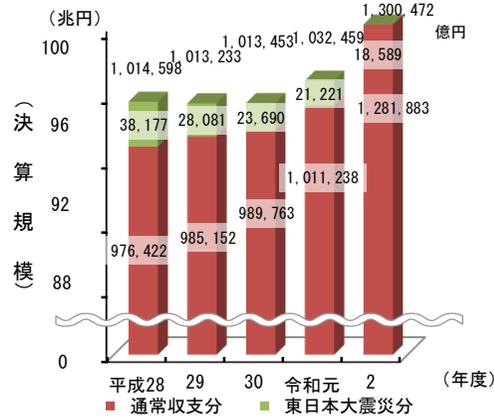
【増要因】

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業の増等による国庫支出金の増加
(21兆6,170億円増)
- 制度融資の増等による貸付金元利収入の増加
(4兆2,167億円増)
- 減収補填債の増等による地方債の増加
(1兆3,902億円増)

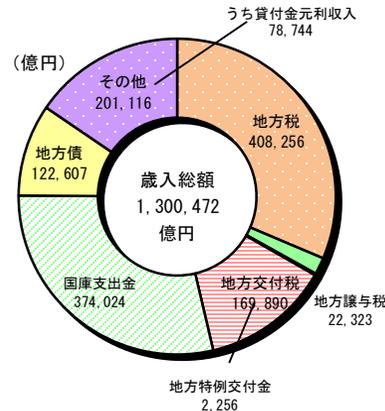
【減要因】

- 法人関係の地方税・地方譲与税の減等による地方税、地方譲与税の減少
(地方税3,858億円減
地方譲与税3,815億円減)

〈歳入の推移〉



〈歳入の状況〉



2 歳出

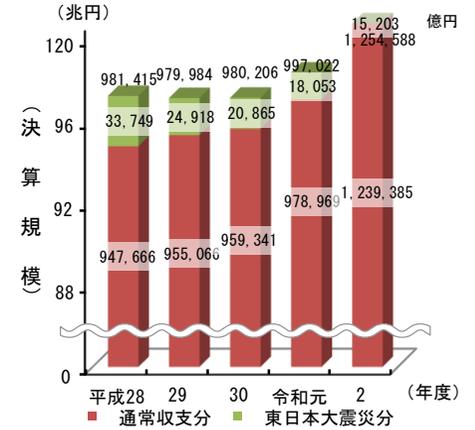
【増要因】

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増等による補助費等の増加
(19兆1,568億円増)
- 制度融資の増等による貸付金の増加
(4兆5,622億円増)
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る委託費の増等による物件費の増加
(6,959億円増)

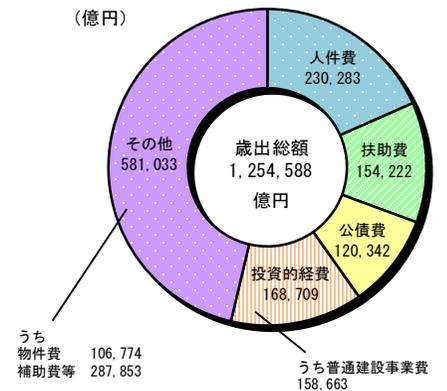
【減要因】

- 建設地方債に係る元利償還金の減等による公債費の減少
(791億円減)

〈歳出の推移〉



〈性質別歳出の状況〉



注1 本資料は、都道府県(47団体)及び市町村(市町村1,718団体、特別区23団体、一部事務組合1,165団体、広域連合114団体、計3,020団体)の普通会計の純計決算額を取りまとめたものです。
 注2 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。
 注3 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」と、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた値を「通常収支分」と表記しています。

3 決算収支

- (1) 実質収支：2兆7,274億円の黒字（5,679億円増）
 実質単年度収支：2,485億円の黒字（1,705億円増）
- (2) 実質収支が赤字の団体は、1団体（京都市）となった。
 （令和元年度は全ての団体が黒字）

（実質収支及び実質単年度収支の状況）

区 分	令和元年度	令和2年度	対前年度増減
実質収支	2兆1,595億円	2兆7,274億円	5,679億円
実質単年度収支	779億円	2,485億円	1,705億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率：93.8%（0.4ポイント上昇）
- (2) 実質公債費比率：7.8%（0.2ポイント低下）

（経常収支比率及び実質公債費比率の状況）

区 分	令和元年度	令和2年度	対前年度増減
経常収支比率	93.4%	93.8%	0.4
実質公債費比率	8.0%	7.8%	▲0.2

（経常収支比率及び実質公債費比率の推移）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
経常収支比率	92.6%	92.7%	91.6%	92.1%	91.7%	93.4%	93.5%	93.0%	93.4%	93.8%
実質公債費比率	11.8%	11.3%	10.9%	10.4%	9.9%	9.3%	8.8%	8.4%	8.0%	7.8%

（経常収支比率の段階別団体数の状況）

区 分		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
令和2年度	都道府県	—	3 (6.4%)	42 (89.4%)	2 (4.3%)	47 (100.0%)
	市町村	106 (6.2%)	682 (39.7%)	899 (52.3%)	31 (1.8%)	1,718 (100.0%)
令和元年度	都道府県	1 (2.1%)	—	46 (97.9%)	—	47 (100.0%)
	市町村	85 (4.9%)	569 (33.1%)	1,011 (58.8%)	53 (3.1%)	1,718 (100.0%)

（実質公債費比率の段階別団体数の状況）

区 分		18%未満	18%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上	合計
令和2年度	都道府県	46 (97.9%)	1 (2.1%)	—	—	47 (100.0%)
	市区町村	1,738 (99.8%)	2 (0.1%)	—	1 (0.1%)	1,741 (100.0%)
令和元年度	都道府県	46 (97.9%)	1 (2.1%)	—	—	47 (100.0%)
	市区町村	1,735 (99.7%)	5 (0.3%)	—	1 (0.1%)	1,741 (100.0%)

5 普通会計が負担すべき借入金残高

(普通会計が負担すべき借入金残高の状況)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高	143兆4,429億円	144兆5,697億円	1兆1,268億円	0.8%
うち臨時財政対策債	53兆9,662億円	53兆6,156億円	▲3,506億円	▲0.6%
公営企業債現在高 (普通会計負担分)	17兆5,963億円	16兆7,943億円	▲8,020億円	▲4.6%
交付税特別会計借入金残高 (地方負担分)	31兆2,123億円	30兆9,623億円	▲2,500億円	▲0.8%
合 計	192兆2,515億円	192兆3,263億円	748億円	0.0%

(注) 公営企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

(普通会計が負担すべき借入金残高の推移)

(単位：兆円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
借入金残高	200.4	201.0	201.4	200.5	199.1	197.3	195.6	193.6	192.3	192.3
うち地方債現在高	143.2	144.7	145.9	146.0	145.5	144.9	144.3	143.7	143.4	144.6

新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況（令和2年度決算）

- 地方公共団体が令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策関連経費は、25.6兆円であり、これは、令和2年度の歳出決算額の通常収支分の前年度決算額からの増加額26兆円と概ね同規模となっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策の財源としては、特別定額給付金事業費補助金や地方創生臨時交付金などの国庫支出金が措置されており、これらの「国庫支出金」(20.1兆円)と、貸付けた資金が年度中に返還される貸付金元利収入等の「その他の収入」(4.5兆円)で、全体の96%を占めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税、地方譲与税が7,673億円の減となったが、減収補填債の対象税目を追加するなど、制度的な対応も実施した。(減収補填債発行額:対前年度比8,017億円増)

歳出額 25.6兆円
(主な事業)

- ・特別定額給付金 12.8兆円
- ・制度融資等の貸付金 4.8兆円
- ・営業時間短縮等に係る協力金 1.0兆円
- ・生活福祉資金貸付事業 1.0兆円
- ・病床確保支援事業 0.8兆円
- ・医療従事者等への慰労金 0.6兆円 等

(財源内訳)

- 国庫支出金 20.1兆円
 - ・特別定額給付金給付事業費補助金
 - ・地方創生臨時交付金
 - ・緊急包括支援交付金 等
- 地方債 0.3兆円
- その他の収入(貸付金元利収入等) 4.5兆円
- 一般財源 0.7兆円

性質別歳出内訳の状況

区 分	純 計 額		都道府県		市 町 村	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
義務的経費	5,138	2.0	591	0.6	4,547	2.8
うち人件費	591	0.2	218	0.2	373	0.2
うち扶助費	4,546	1.8	373	0.4	4,173	2.6
投資的経費 (普通建設事業費)	2,705	1.1	1,228	1.2	1,505	0.9
その他の経費	248,493	96.9	99,392	98.2	155,674	96.3
うち物件費	13,645	5.3	3,819	3.8	9,826	6.1
うち補助費等	184,636	72.0	52,743	52.1	138,465	85.6
うち積立金	1,353	0.5	972	1.0	381	0.2
うち貸付金	47,707	18.6	40,989	40.5	6,718	4.2
合 計	256,336	100.0	101,210	100.0	161,726	100.0

財源内訳の状況

区 分	純 計 額		都道府県		市 町 村	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
国庫支出金	200,606	78.3	53,121	52.5	147,485	91.2
都道府県支出金	-	-	-	-	2,291	1.4
地方債	3,110	1.2	2,846	2.8	264	0.2
その他の収入	45,451	17.7	42,067	41.6	7,693	4.8
一般財源	7,169	2.8	3,176	3.1	3,994	2.5
合 計	256,336	100.0	101,210	100.0	161,726	100.0

4. 基金

地方公共団体の基金について

<基金の意義>

- 地方公共団体は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てること等を目的として基金を設置している。

<地方自治法(昭和22年法律第67号)>
(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
2～8 (略)

- 地方財政においては、赤字地方債は例外的に認められている範囲内でのみ発行が可能。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提であり、地方公共団体は、一定水準の基金の確保が必要。

<基金の種類>

① 財政調整基金	年度間の財源調整のために設置される基金
② 減債基金	地方債の償還を計画的に行うために設置される基金
③ その他特定目的基金	①、②の目的以外の特定の目的のために設置される基金 (例)庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等

<基金の積立状況等に関する調査結果【H29】>

残高増加(H18年度－H28年度 7.9兆円)の要因 (単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特例措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係税等の変動	0.5	0.3
人口減少による税收減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

- 地方公共団体は、公共施設等の老朽化対策や災害など様々な将来への備え等を理由として、行革や経費節減に努めながら、基金の積立てを行っている。

- このように、基金残高の状況は、地域の様々な実情を踏まえた各地方団体の自主的な判断に基づく財政運営の結果であることから、基金残高の増加を理由に地方財源を削減することは妥当ではない。

5. 公共施設等の適正管理

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>

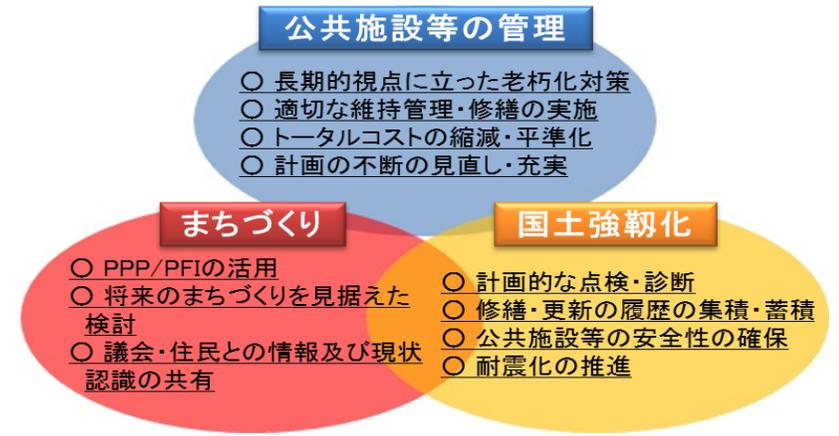
令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和3年度までに(※)、個別施設計画等を踏まえた見直しを実施。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体においては、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了

【取組の推進イメージ】



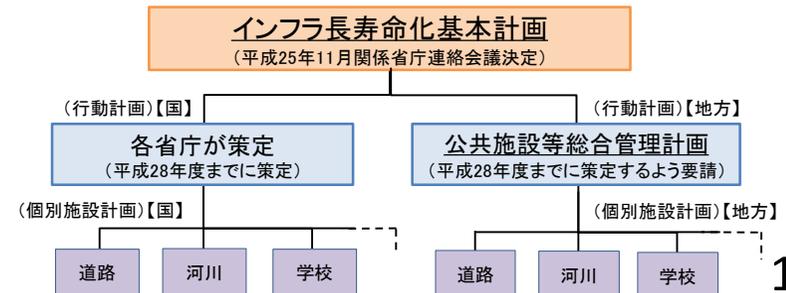
個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和4年度までに策定

<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※維持管理・更新等に係る対策
 次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率 0.5)。

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み

令和3年9月30日時点

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計	団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計			都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
北海道	1	174	175	0	5	5	180	滋賀県	1	13	14	0	6	6	20
青森県	1	40	41	0	0	0	41	京都府	1	26	27	0	0	0	27
岩手県	1	30	31	0	3	3	34	大阪府	1	37	38	0	6	6	44
宮城県	1	30	31	0	5	5	36	兵庫県	1	37	38	0	4	4	42
秋田県	1	24	25	0	1	1	26	奈良県	1	39	40	0	0	0	40
山形県	1	35	36	0	0	0	36	和歌山県	1	30	31	0	0	0	31
福島県	1	51	52	0	8	8	60	鳥取県	1	19	20	0	0	0	20
茨城県	1	30	31	0	15	15	46	島根県	1	19	20	0	0	0	20
栃木県	1	23	24	0	1	1	25	岡山県	1	19	20	0	8	8	28
群馬県	1	32	33	0	3	3	36	広島県	1	23	24	0	0	0	24
埼玉県	1	59	60	0	4	4	64	山口県	1	19	20	0	0	0	20
千葉県	1	46	47	0	8	8	55	徳島県	1	24	25	0	0	0	25
東京都	1	31	32	0	31	31	63	香川県	1	17	18	0	0	0	18
神奈川県	1	23	24	0	10	10	34	愛媛県	1	20	21	0	0	0	21
新潟県	1	26	27	0	4	4	31	高知県	1	31	32	0	3	3	35
富山県	1	15	16	0	0	0	16	福岡県	1	57	58	0	3	3	61
石川県	1	17	18	0	2	2	20	佐賀県	1	15	16	0	5	5	21
福井県	1	16	17	0	1	1	18	長崎県	1	21	22	0	0	0	22
山梨県	1	23	24	0	4	4	28	熊本県	1	45	46	0	0	0	46
長野県	1	76	77	0	1	1	78	大分県	1	18	19	0	0	0	19
岐阜県	1	42	43	0	0	0	43	宮崎県	1	26	27	0	0	0	27
静岡県	1	35	36	0	0	0	36	鹿児島県	1	43	44	0	0	0	44
愛知県	1	51	52	0	3	3	55	沖縄県	1	30	31	0	11	11	42
三重県	1	29	30	0	0	0	30	合計	47	1,586	1,633	0	155	155	1,788

令和3年度までに見直し予定の団体の割合 : 91.3%¹⁸

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見る化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁》</p>		
		<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁》</p>		
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>			

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

財務調査課関係の課題達成支援事業は以下のとおり。
地方公会計：①直近3年間(H30～R2年度)の決算に係る財務書類又は固定資産台帳の作成・更新を一度もしていない団体
②令和3年度経営・財務マネジメント事業「地方公会計の整備」の課題達成支援事業対象団体(財務書類又は固定資産台帳を一度も作成していない団体)
公共施設：公共施設等総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる市区町村

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度
 （「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

【事業費】 5,800億円（令和3年度：4,800億円）

- 【対象事業】
- 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダムの追加）
 - 「脱炭素化事業」の追加



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） [道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設]	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 脱炭素化事業【新規】 ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率直的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率直に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 【事業費】 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

6. 地方公会計

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

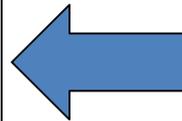
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書



企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和3年3月末時点で、令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の87.5%にあたる1,565団体が整備(更新)済み。
- 令和3年3月末時点で、令和元年度決算に係る財務書類については全団体の86.1%にあたる1,539団体が作成済み。

【令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
整備(更新)済み	42 (89.4%)	1,523 (87.5%)	20 (100.0%)	1,503 (87.3%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和元年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和3年3月31日時点) (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
作成済み	42 (89.4%)	1,497 (86.0%)	20 (100.0%)	1,477 (85.8%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>		
		72	26	

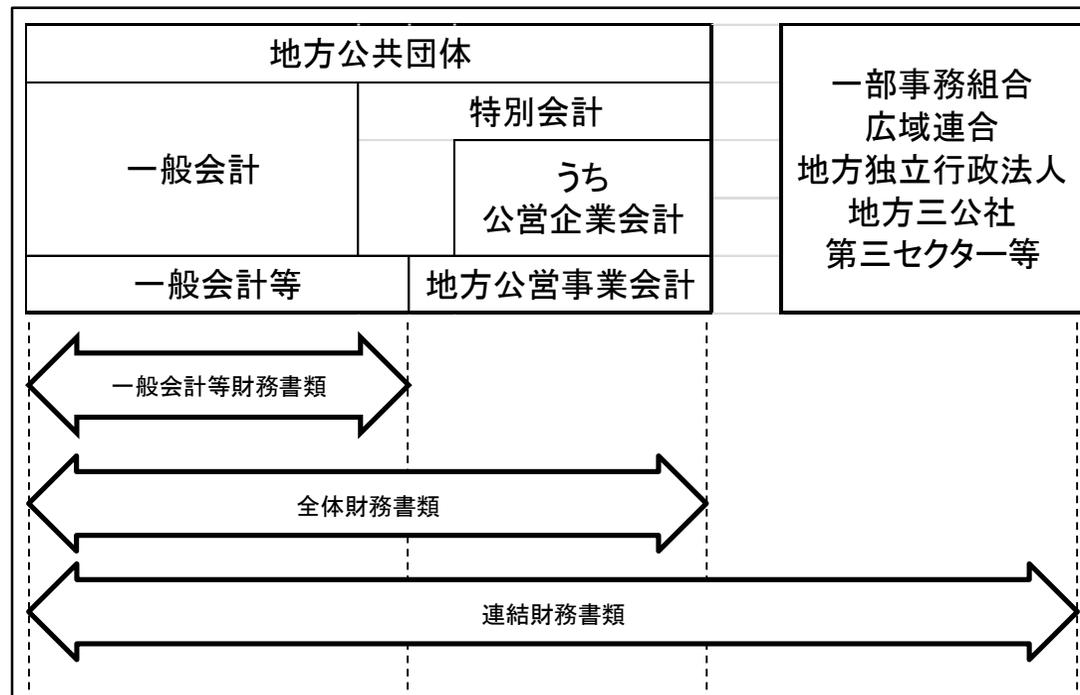
地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）								
		22	23	24						
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p> <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の使途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>	→	→	→	→	→	→	→	→

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。
地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。



財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類4表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時損失	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額	-	-	-
7. 無償所管換	-	-	-
8. その他	-	-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

地方公会計の活用状況

(単位: 団体)

区分	都道府県		市区町村		合計					
					指定都市	指定都市除く 市区町村				
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17	(36.2%)	946	(54.3%)	14	(70.0%)	932	(54.2%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	4	(8.5%)	82	(4.7%)	3	(15.0%)	79	(4.6%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類等の情報を活用した	4	(8.5%)	207	(11.9%)	4	(20.0%)	203	(11.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類等の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	97	(5.6%)	3	(15.0%)	94	(5.5%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	7	(14.9%)	211	(12.1%)	6	(30.0%)	205	(11.9%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39	(83.0%)	441	(25.3%)	14	(70.0%)	427	(24.8%)	480	(26.8%)
財務書類等の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	11	(23.4%)	15	(0.9%)	7	(35.0%)	8	(0.5%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	0	(0.0%)	23	(1.3%)	0	(0.0%)	23	(1.3%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	2	(4.3%)	63	(3.6%)	3	(15.0%)	60	(3.5%)	65	(3.6%)

※ %表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

資産管理への活用が想定される場面

- ① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定
 - ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
 - ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
 - ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等
- ② モニタリング
 - ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等
- ③ 財源の確保
 - ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

地方公会計の「見える化」の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

平成30年度 財務書類に関する情報①
 団体名 新潟県新潟市
 団体コード 151009

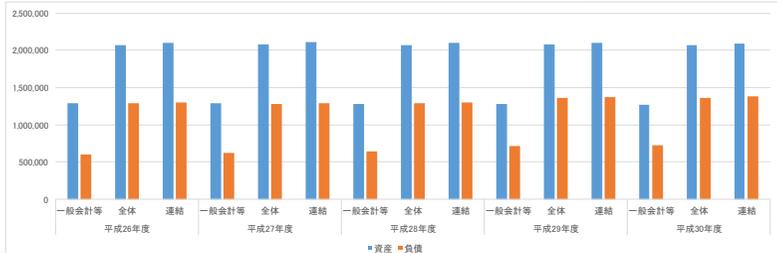
人口	792,868 人(93.11%現在)	職員数(一般職員等)	9,473 人
面積	726.45 ㎢	実質赤字比率	- %
標準財政規模	230,121,929 円	連結実質赤字比率	- %
類似団体区分	政令指定都市	実質公債費率	10.6 %
		経常負担比率	128.0 %

(抜粋)

1. 資産・負債の状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	資産	負債								
一般会計等	1,297,133	1,288,193	1,285,388	1,278,478	1,298,341	1,298,341	1,298,341	1,298,341	1,298,341	1,298,341
資産	600,189	625,860	646,511	714,367	722,775	722,775	722,775	722,775	722,775	722,775
負債	2,076,037	2,076,857	2,077,377	2,077,377	2,086,467	2,086,467	2,086,467	2,086,467	2,086,467	2,086,467
全体	1,285,843	1,281,973	1,285,161	1,282,992	1,381,220	1,381,220	1,381,220	1,381,220	1,381,220	1,381,220
資産	2,109,593	2,108,388	2,100,713	2,103,458	2,094,202	2,094,202	2,094,202	2,094,202	2,094,202	2,094,202
負債	1,302,788	1,285,443	1,305,916	1,374,695	1,380,534	1,380,534	1,380,534	1,380,534	1,380,534	1,380,534

- 行政コストの状況
 - 純資産変動の状況
 - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:
 平成30年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べて101億円の減となっている。これは、市民芸術文化会館大規模改修工事や中央区役所整備などが前年度で一定程度完了したことから、平成30年度においては施設整備による資産の形成が前年度に比べて減少し、減価償却の方が大きくなったため、有形固定資産が減少した影響が大きい。
 一方で、負債の総額は、前年度に比べて84億円の増となっている。建設事業に対する市債の残高は減少したものの、臨時財政対策債の残高が201億円増加したことによるものである。
 連結での資産総額は2兆942億円である。これは下水道事業会計(5,942億円)をはじめとする公営企業会計の公営資産が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,805億円である。これも資産同様に下水道事業会計(5,527億円)及び水道事業会計(833億円)などの加算によるものである。

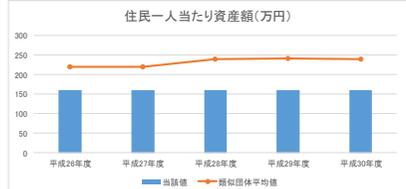
地方公会計に係る指標

平成30年度 財務書類に関する情報② (一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

①住民一人当たり資産額(万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産合計	128,713,475	128,819,257	128,538,582	127,847,811	126,834,142
人口	804,413	802,936	800,112	796,773	792,868
当該値	160.0	160.4	160.7	160.5	160.0
類似団体平均値	219.8	219.5	240.0	241.9	240.5



分析欄:

1. 資産の状況

平成30年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いこと、減価償却の無い土地の市民一人あたり資産額が低いことが影響していると考えられる。

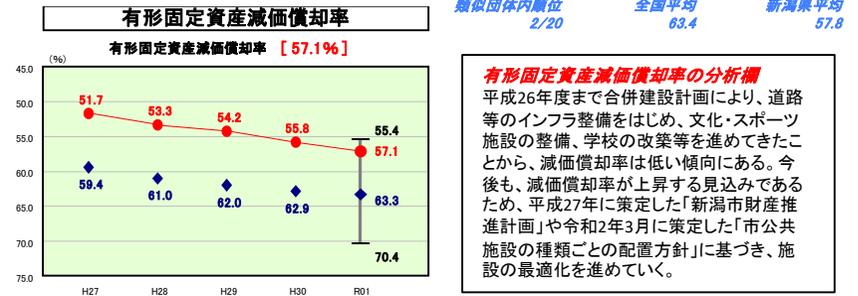
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

- 資産と負債の比率
 - 行政コストの状況
 - 負債の状況
 - 受益者負担の状況
- も同様に公表

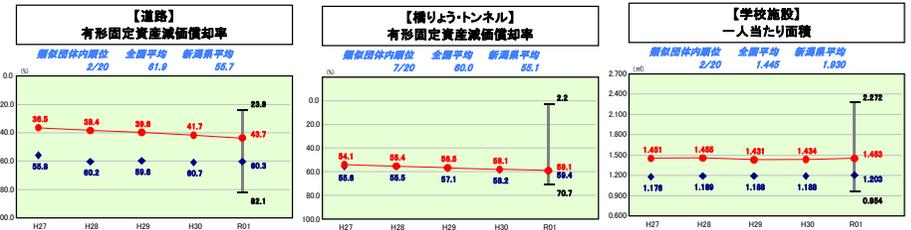
【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

(抜粋)



施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等



施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く公共施設において、市民一人当たり面積が政令市平均を上回っている。
 道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長くなっている。有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっているが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれている。
 橋りょうは市内に4,000橋を超える数があり、高度経済成長期の始まりを境に集中して整備してきたことから、今後建設後50年を超えるものが増大するため、橋りょうのアセットマネジメントによる計画的な維持管理を進めている。
 学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっているため、今後も適正配置基本方針に基づき、学校の統合を実施する必要がある。有形固定資産減価償却率は、政令市平均が上昇傾向にあるのに対し、統合の実施により上昇が抑制されている。

施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

7. 地方単独事業の「見える化」

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 地方単独事業(ソフト)について、平成29年度決算分から、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方の下に、371の歳出小区分を設定して試行調査を実施、結果を公表。

令和元年度以降の取組

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」(地方単独事業(ソフト))に関して、試行調査を行い明らかになった課題に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む)を踏まえ、平成30年度決算分及び令和元年度決算分について、「地方単独事業(ソフト)の「見える化」に関する検討会報告書」において明らかになった、平成29年度決算分に係る試行調査に関する課題に以下のとおり対応の上、試行調査を実施し、結果を公表。

主な課題	対応
歳出区分の設定のあり方	地方公共団体の意見を踏まえた歳出小区分の新規追加(404区分)
歳出区分への計上精度の向上	地方公共団体の意見を踏まえた記載要領の明確化
システム改修による対応の必要性・コスト	各地方公共団体の財務会計システムの現況等の把握

今後の対応

- 令和2年度決算分及び令和3年度決算分については、これまでと同様に試行調査として実施し、令和4年度決算分(令和5年度に実施予定)からは、決算統計システムによる調査として実施。
- 地方公共団体におけるシステム改修に要する経費について、特別交付税措置を講ずる。

調査票(一部抜粋)

大枝番	中枝番	番号	歳出小区分	同一小 区分 の複数 設定先	単独事業費				単独合計 A~N	一般行政経費 単独合計 O	0について、 同一小区分が 複数設定されて いるものを合算 P	
					人件費 A	物件費 B	うち備品 購入費 a	うち地方債 発行手数料等 b				
01	01-01	児童福祉費	1	乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)に要する経費	1, 156	3,929	245	0	0	9,981,626	9,977,697	14,338,760
			2	乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)に要する経費	2, 157	1,288	3	0	0	1,406,328	1,382,740	3,984,160
			3	妊産婦・寡婦等医療費助成に要する経費	3, 103, 158	30	704	0	0	430,960	430,930	829,574
	01-01児童福祉費 小計					28,548,232	4,622,847	68,465	0	146,744,010	113,113,279	-
	01-02	老人福祉費	48	公立総合福祉施設管理費	48, 91	164,500	84,218	0	0	248,718	84,218	1,195,060
01-02老人福祉費 小計					3,642,938	1,180,917	5,430	0	136,226,628	125,604,930	-	
01民生費 小計					55,312,283	15,178,628	148,101	0	780,496,417	698,737,436	-	
02	02-01	清掃費	149	廃棄物対策に要する経費		1,059,315	5,882,563	21,581	0	29,893,856	8,268,661	-
			150	リサイクル実施関係事業費		141,264	324,163	251	0	847,270	608,408	-
			02-01清掃費 小計					6,672,514	7,142,718	29,910	0	40,005,578
02衛生費 小計					80,682,392	40,828,413	473,757	0	475,149,088	180,946,049	-	
03	03-01	労働諸費	238	高齢者就業対策に要する経費	82, 238	11,897	681,404	0	0	1,623,595	1,611,698	1,614,451
			239	ホームレス自立支援事業費	129, 239	0	1,146,902	0	0	1,206,026	1,206,026	1,206,269
			03-01労働諸費 小計					10,531,239	9,434,480	18,329	181,812	41,084,329
03労働費 小計					10,531,239	9,434,480	18,329	181,812	41,084,329	25,229,018	-	
04	04-01	農業費	253	就農支援に要する経費		112,925	542,199	5,214	0	9,911,925	9,343,764	-
			254	農作物PR事業費		237,846	736,014	1,024	0	1,640,380	1,399,702	-
			04-01農業費 小計					55,395,941	9,467,866	491,964	0	101,584,526
04農林水産業費 小計					102,788,662	24,327,430	929,605	1,172	284,417,511	98,198,440	-	
05	05-01	商工費	297	消費者行政事務費		2,788,821	411,386	2,639	0	3,428,104	503,955	-
			298	制度融資事務費		286,647	29,605	0	0	762,259,566	761,972,919	-
			05-01商工費 小計					27,648,004	19,386,441	309,312	60,460	1,096,673,668
	05-02	観光費	313	観光力向上事業費		214,071	2,153,419	3,431	0	7,421,745	6,895,797	-
			314	観光プロモーション事業費		319,377	4,348,531	1,554	0	8,038,617	7,710,199	-
05-02観光費 小計					5,548,147	13,078,364	17,124	0	40,018,158	29,708,788	-	
05商工費 小計					33,196,151	32,464,805	326,436	60,460	1,136,691,826	1,007,289,415	-	
合計						2,765,792,060	478,892,342	6,427,219	6,883,132	10,216,602,879	3,771,651,616	-

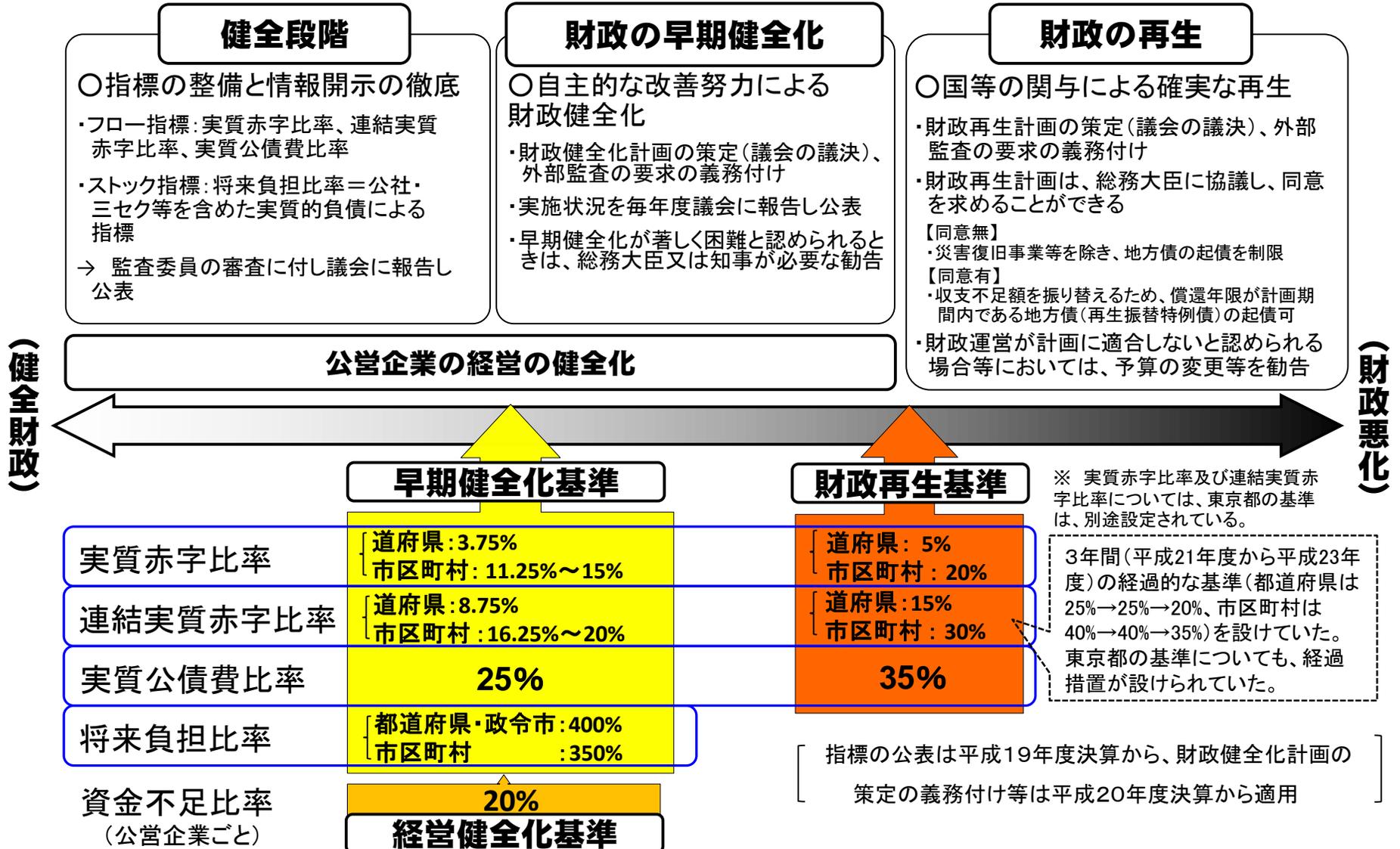
8. 地方財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7/3 7/7 8/31 9/25 12/8 3/9	6/15 6/22 9/26 11/15 12/7 12/28 2/5 3/19	4/1 4/28 5/9 6/4 9/30 11/28	4/1 10/2 11/30 3月	5/25 9/28 11/30
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法案閣議決定・国会提出 ○ 研究会報告書 ・ 中間報告「方向性の提示」 ○ 新しい地方財政再生制度研究会 発足 ・ 骨太2006 ・ 地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全化法説明会（第2回） ・ 健全化法説明会（第1回） ○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布 ・ 法案可決・成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全化法説明会（第3回） ・ 省令公布 ・ 政令公布 ○ 早期健全化基準・財政再生基準等 地方団体に提示 ○ 健全化法一部施行（財政指標の公表等に係る規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度内に策定 ・ 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を ○ 健全化法全面施行（計画策定義務等に係る規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要の公表 ○ 平成21年度の財政健全化計画等の概要等の公表
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 15%;"> 再生型破綻法制の整備 現行再建法制の見直し </div> <div style="width: 80%;"> 新制度の本格的検討 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 80%;"> 財政指標の算定方法に係る詳細の決定 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 80%;"> 地方団体との意見交換、制度説明等 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 80%;"> 法の円滑な施行のための制度周知等 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 80%;"> 地方団体における財政指標の算定・議会報告・公表等 </div> </div>				

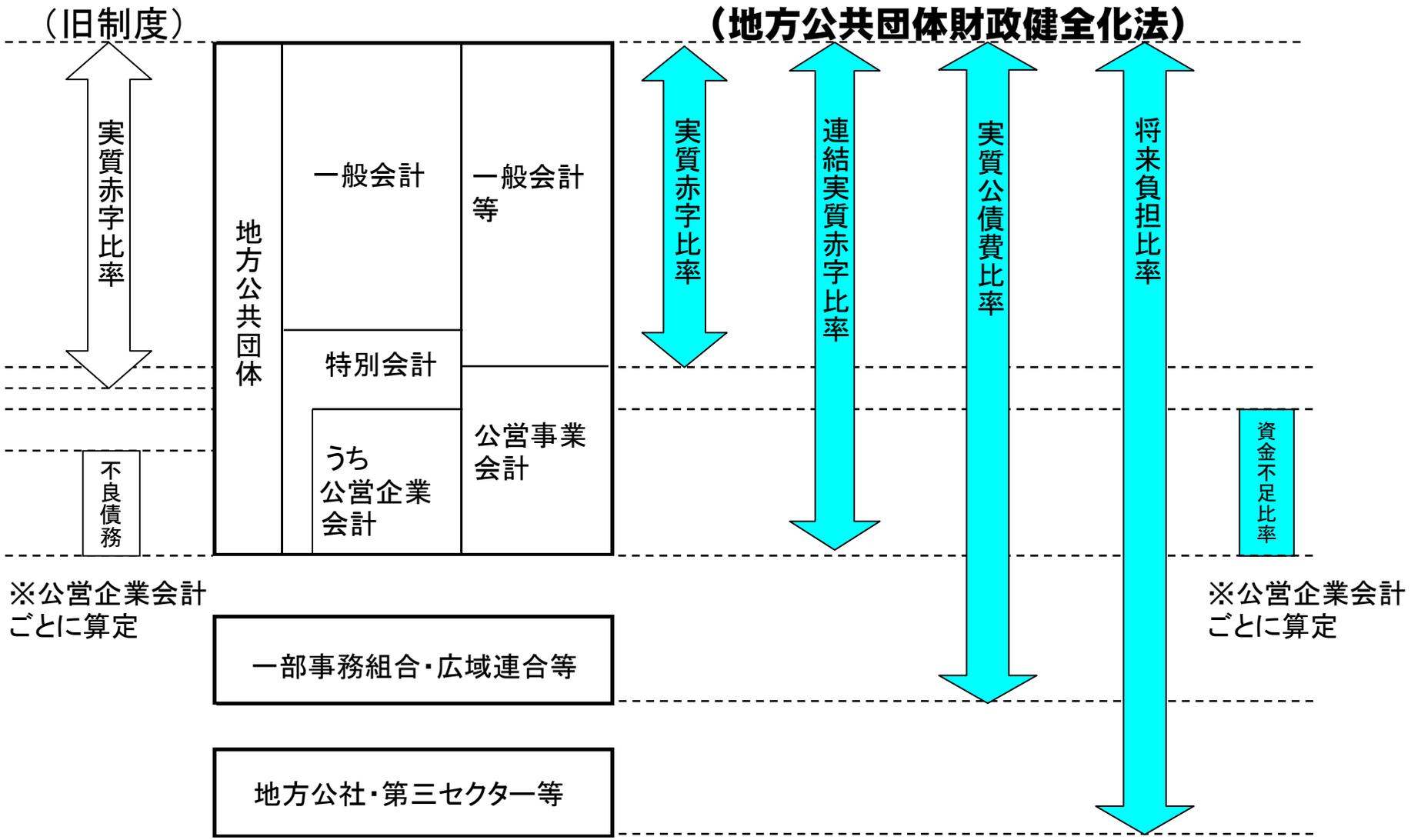
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。



健全化判断比率等の算定の対象となる会計

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。



令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（確報）

I. 健全化判断比率の状況

1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし（元年度決算も同じ）
- 実質赤字額がある団体：1団体（京都市：0.07%）
（元年度決算：なし）

* 一般会計等の赤字の程度を指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%、道府県：3.75%
財政再生基準 市区町村：20%、道府県：5%

2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし（元年度決算も同じ）
- 連結実質赤字額がある団体：1団体（鹿児島県三島村：17.72%）
（元年度決算：なし）

* 一般会計等と公営企業会計等の赤字の程度を連結して指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%、道府県：8.75%
財政再生基準 市区町村：30%、道府県：15%

3. 実質公債費比率

- 財政再生基準以上の団体：1団体（夕張市：70.0%）
（元年度決算：1団体（夕張市69.9%））
- 都道府県平均 10.2%、市区町村平均 5.7%
（元年度決算：都道府県平均 10.5%、市区町村平均 5.8%）

* 交付税算入分以外の公債費等の程度を指標化したもの
* 早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%

4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし
（元年度決算：1団体（夕張市399.7%））
- 都道府県平均 171.3%、市区町村平均 24.9%
（元年度決算：都道府県平均 172.9%、市区町村平均 27.4%）

* 地方債現在高、公営企業や第三セクターに対する債務を指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村（政令市を除く.）：350%、都道府県及び政令市：400%
なお、財政再生基準の設定はない。

【参考】財政再生団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市
- 財政健全化団体：なし

II. 資金不足比率の状況

- 経営健全化基準以上である公営企業会計・・・9会計（元年度決算：5会計）

※ 9会計の内訳：交通事業3会計、電気事業1会計、病院事業1会計、下水道事業3会計、観光施設事業1会計

（新規 9会計：京都府京都市 京都市高速鉄道事業特別会計、鹿児島県三島村 三島村船舶交通事業特別会計、沖縄県渡嘉敷村 航路事業特別会計、
静岡県小山町 木質バイオマス発電事業特別会計、福岡県小竹町 小竹町立病院事業特別会計、福島県郡山市 農業集落排水事業会計、
高知県四万十市 四万十市下水道事業会計（農業集落排水）、鹿児島県屋久島町 屋久島町農業集落排水事業特別会計、山口県周南市 国民宿舎特別会計）

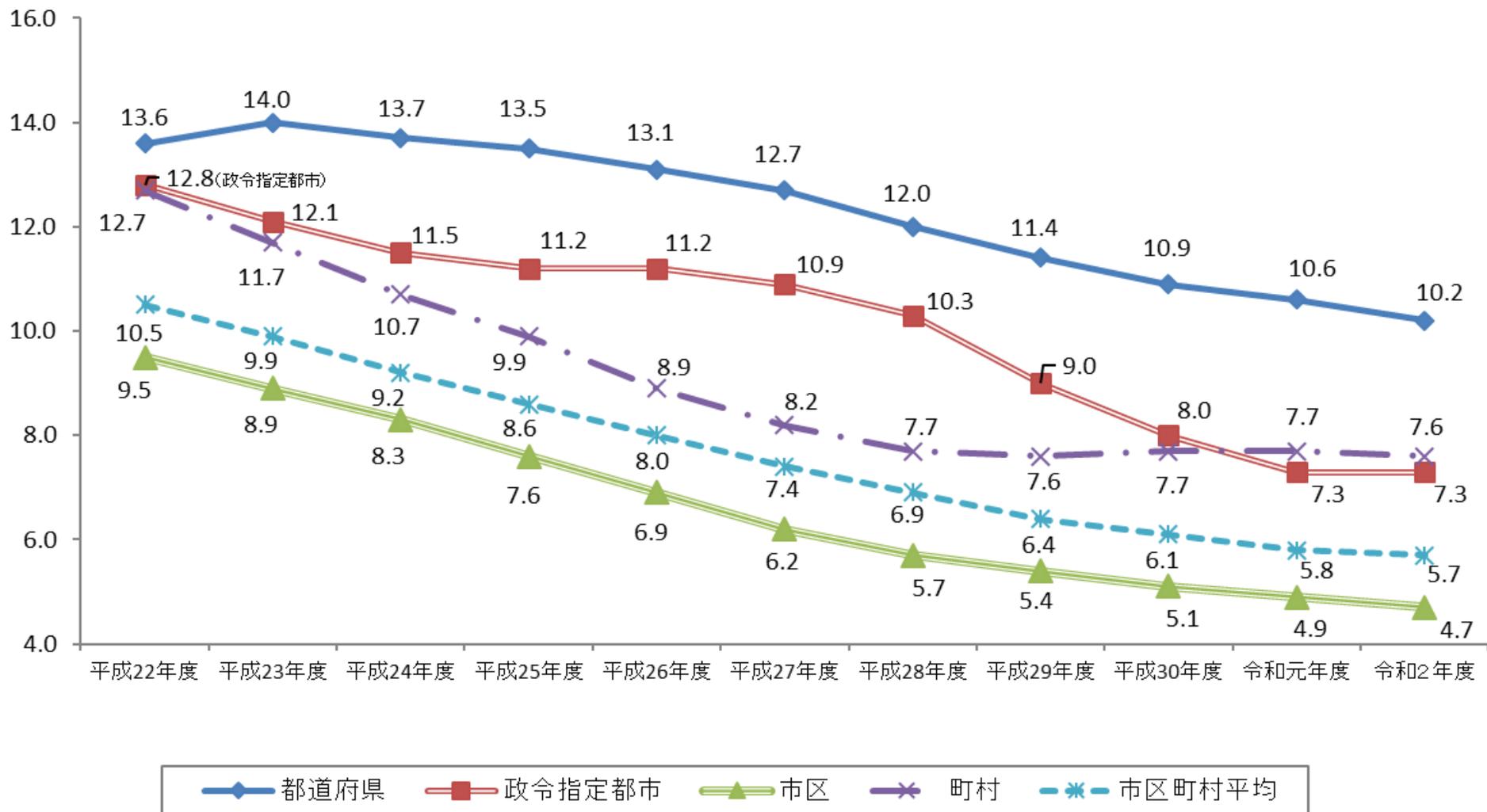
* 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
* 経営健全化基準 20%

財政再生団体及び財政健全化団体の推移

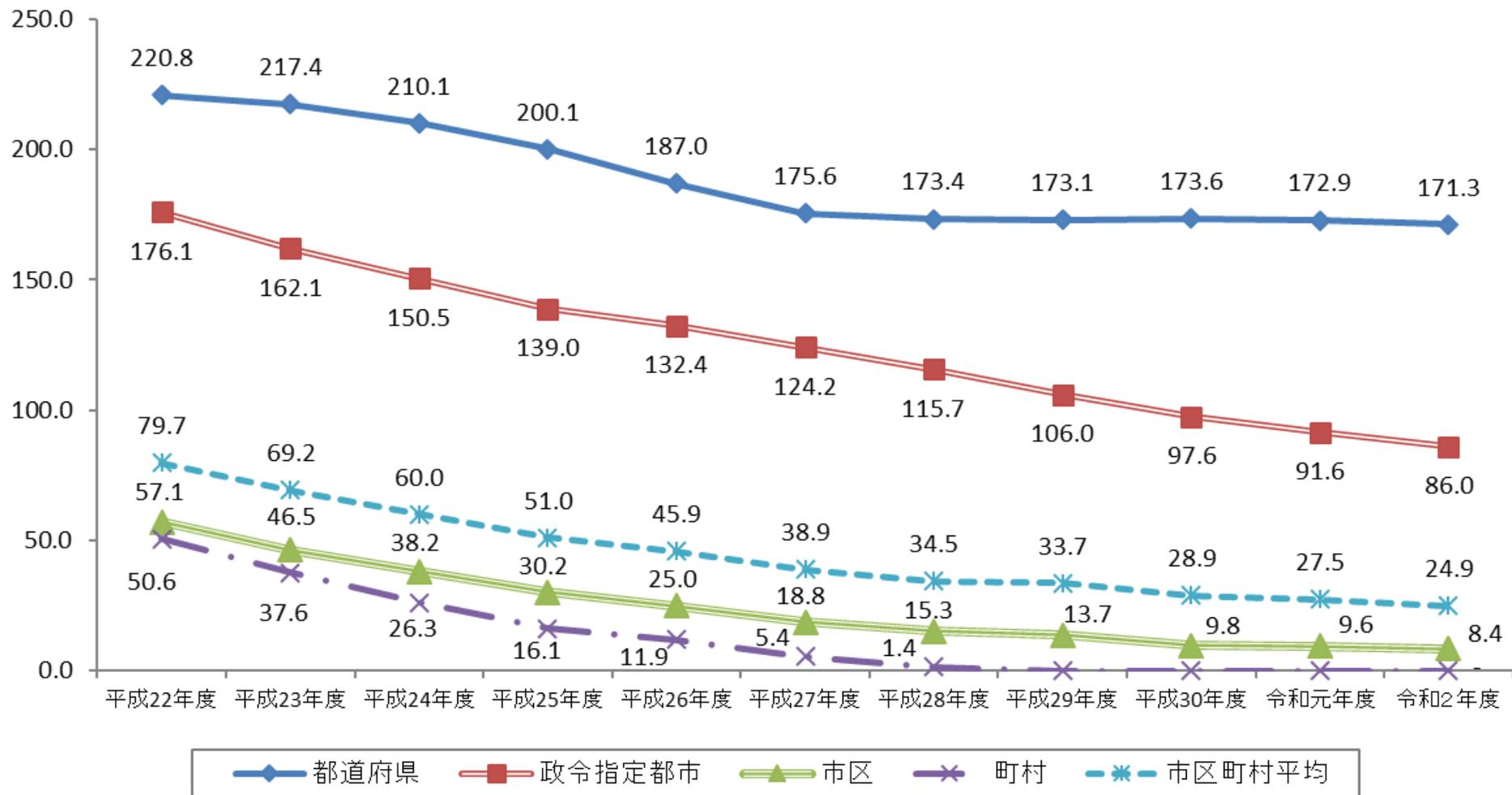
	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算		令和2年度 決算	
財政再生 団体	北海道 夕張市	→								
財政健全 化団体	青森県 大鰐町	→								
	大阪府 泉佐野市	→								
	北海道 洞爺湖町									
	奈良県 御所市	→								
	沖縄県 座間味村	→								
	伊是名村									
	北海道 江差町									
	由仁町									
	中頓別町									
	福島県 双葉町	→								
	奈良県 上牧町									
	鳥取県 日野町									
	沖縄県 伊平屋村									
	北海道 歌志内市									
浜頓別町										
利尻町										
山形県 新庄市										
群馬県 嬬恋村										
長野県 王滝村										
兵庫県 香美町										
高知県 安芸市										
団体数 合計	2 2 団体(1 団体)	1 4 団体 (1 団体)	7 団体 (1 団体)	3 団体 (1 団体)	3 団体 (1 団体)	2 団体 (1 団体)	1 団体 (1 団体)		1 団体 (1 団体)	

※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。

実質公債費比率（団体種類別）の推移



将来負担比率（団体種類別）の推移



9. 夕張市の財政再生

夕張市の概要と財政破たんの要因

1. 概況

- 人口…S35国調（最大時） 107,972人 → 財政再建団体移行前（H17国調） 13,001人 → R2国調（確定値） 7,334人（H27 8,845人 → R2 7,334人）
- ※65歳以上人口割合…R2国調:52.2%（全国都市第2位）（H27 4,296人 → R2 3,828人）
- 面積…763.07km²（うち林野面積：91%）
- ※東京都23区の総面積（618.89.km²）の約1.2倍

2. 炭鉱産業の盛衰

- 明治23年最初の炭鉱開発以降、戦時需要を経て、炭鉱産業が飛躍的に発展。
- 昭和30年代のエネルギー政策の転換により閉山が相次ぎ、平成2年に三菱南大夕張炭鉱を最後に全炭鉱が閉山。

3. 財政悪化要因

(1) 歳入減少

- ・炭鉱の閉山及びそれに伴う人口の急激な減少により、一般財源が大幅に減少
- ※ H3（ピーク時）：9,759百万円 → H17：5,654百万円（▲4,105百万円、▲42%）

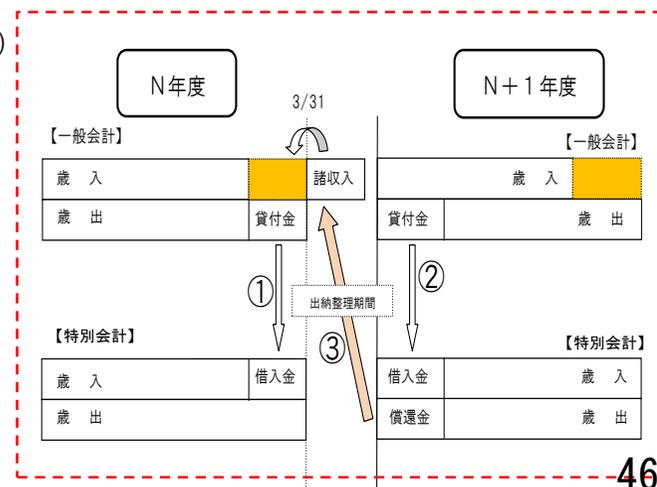
(2) 観光施設への過大投資と行政体制の効率化の遅れ

- ・観光施設整備（炭鉱のテーマパークの整備（S55）、ホテル・スキー場の取得（H14））による公債費等の負担、三セクの運営への赤字補てんの増大等
- ・歳入減少に伴うサービス水準の見直しや組織のスリム化が立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分
- ※ 職員数（普通会計・H17）270人 人口当たり職員数は類似団体の約2倍

(3) 不適正な財務処理

- ・会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことで赤字決算を先送り

【夕張市の不適正な財務処理】



夕張市の財政再生に向けた取組み

財政破たんの発覚

平成18年6月10日の新聞報道を端緒として、夕張市における不適正な財務処理により表面化していなかった多額の赤字が明らかとなり、同月20日、当時の夕張市長が市議会において、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体となる意向を表明。

取組みの概要

(1) 計画期間

平成18年度～令和11年度

※ 平成18年度～平成21年度は、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく財政再建

※ 平成21年度～令和11年度は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生

(2) 解消すべき赤字額

353億円（平成18年度決算）

(3) 財政再生のスキーム

- ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 同意を得た場合、通常の地方債に加え、収支不足額について再生振替特例債の起債可
 - ※ 解消すべき赤字額に対して再生振替特例債を平成21年度に発行（322億円）
（令和8年度に償還完了予定、令和2年度末までの赤字返済額は207億円）
- ・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、総務大臣が予算の変更等を勧告

夕張市の財政再生に向けた取組み（続き）

（4）主な取組み

歳入の確保	歳出の削減
<p>○市税の税率引上げ（超過課税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税所得割：6.0%→6.5%（H19～H28） ・固定資産税：1.4%→1.45% ・軽自動車税：H27.4.1より前の取得分は標準税率の1.2倍等 <p>○使用料・手数料の見直し （ごみ処理手数料の新設、下水道使用料の引上げ等）</p>	<p>○人件費の見直し（職員数、給与水準等の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数（普通会計）※4月1日現在 平成17年度270人→平成19年度140人→平成29年度127人→令和3年度138人 ・給与水準 職員給与：H19.4から30%減、H22.4から20%減、H27.4から15%減、H29.4から9%減、H30.4から7%減 <p>○公共施設の廃止・統合 （小学校を7校から1校へ、中学校を4校から1校へ統合等）</p> <p>○各種団体補助等の廃止・縮減</p>

（5）財政再生計画の大幅見直し（H29.3月）後の主な取組み

- **財政再生と地域再生の両立を目指し、地域再生に資する取組を追加**
 - ア 若者の定住と子育て支援
 - イ 新たな人の流れ・交流人口の創出
 - ウ 地域資源を活用した働く場づくり
 - エ 夕張の未来を創るプロジェクト
 - オ 持続可能なまちづくり
- **市民の負担軽減**（市税の超過課税の一部廃止（市民税所得割（6.5% → 6.0%（標準税率））など）
- **行政執行体制の見直し**（職員給与及び職員体制について、「全国市町村最低水準」から「全国都市最低水準」へ見直し）

（6）財政再生の進捗状況

財政再生計画に基づき、財政再生に向けた取組みは順調に進んでいる。

- ・再生振替特例債の着実な償還 残債額322億円（H21決算）→146億円（R2決算）
- ・将来負担比率が早期健全化基準（350%）を下回る水準まで改善 1,164.0%（H20決算）→336.0%（R2決算）

夕張市の財政再生に向けた総務省の対応

夕張市における財政再生計画に基づく取組が着実に実施されるよう、以下のとおり対応。

① 予算編成時等における財政再生計画の変更の同意

② 実務レベルでの夕張市及び北海道との三者協議

財政再生団体である夕張市、北海道及び総務省の実務担当者が夕張市の財政再生と地域再生に資するため、現状と課題を把握するとともに認識の共有化を図り、その対策について協議を行うもの（平成24年度より毎年度夏頃に開催しており、令和3年度まで9回開催。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。令和3年度はオンラインにより開催。）

③ 地域再生への取組等に対する特別交付税措置

・財政再生後を見据えて環境整備を行うための事業に対する特別交付税措置（平成29年度～）

※ 措置率：2／3（各事業に係る費用から、国・道支出金、地方債及び基金等の特定財源を除いた額に対して2／3を乗じた額）

※ 措置額：8.7億円（見込み）（平成29年度～令和8年度までの総額）

・再生振替特例債利子に対する特別交付税措置（平成22年度～）

※ 平成29年度に措置率を2／3 → 5／6に拡充（1／6は北海道が負担するため、市負担はゼロ）

※ 拡充後措置額：15.9億円（見込み）（平成29年度～令和8年度までの総額）

10. 過疎債の概要

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

※令和2国勢調査の確報値が令和3年11月に公表された。令和4年4月に過疎地域の追加公示を行う予定。

III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和3.4.1)	820	1,718	47.7%
人口(平成27国調:万人)	1,131	12,709	8.9%
面積(平成27国調: km ²)	226,560	377,971	59.9%

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援 (令和4年度計画額5,200億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金(令和4年度予算額(案):8.0億円)

令和2年国勢調査に基づく過疎地域の追加について

概要

- 過疎法においては「人口要件」及び「財政力要件」に基づき過疎地域を判定
 - ※ 現行の過疎地域は、法施行時（令和3年4月1日）に公表されていた直近の指標である平成27年国勢調査をもとに判定されたもの
- 現行の過疎法には、令和2年国勢調査の結果により過疎地域が追加される規定が設けられており、この規定に基づき要件を算定したところ、過疎地域に異動がある団体数と内訳は以下のとおり
- なお、令和2年国勢調査の結果により現行の過疎地域が過疎地域から外れる規定は設けられていない

過疎地域に異動がある団体

- 非該当→全部過疎 36団体（3）
- みなし過疎→全部過疎 7団体
- 一部過疎→全部過疎 20団体
- 非該当→一部過疎 29団体（1）
- 一部過疎地域増加 22団体（1）

※括弧内は、特定市町村または特定市町村区域を有する市町村

【過疎関係市町村数】

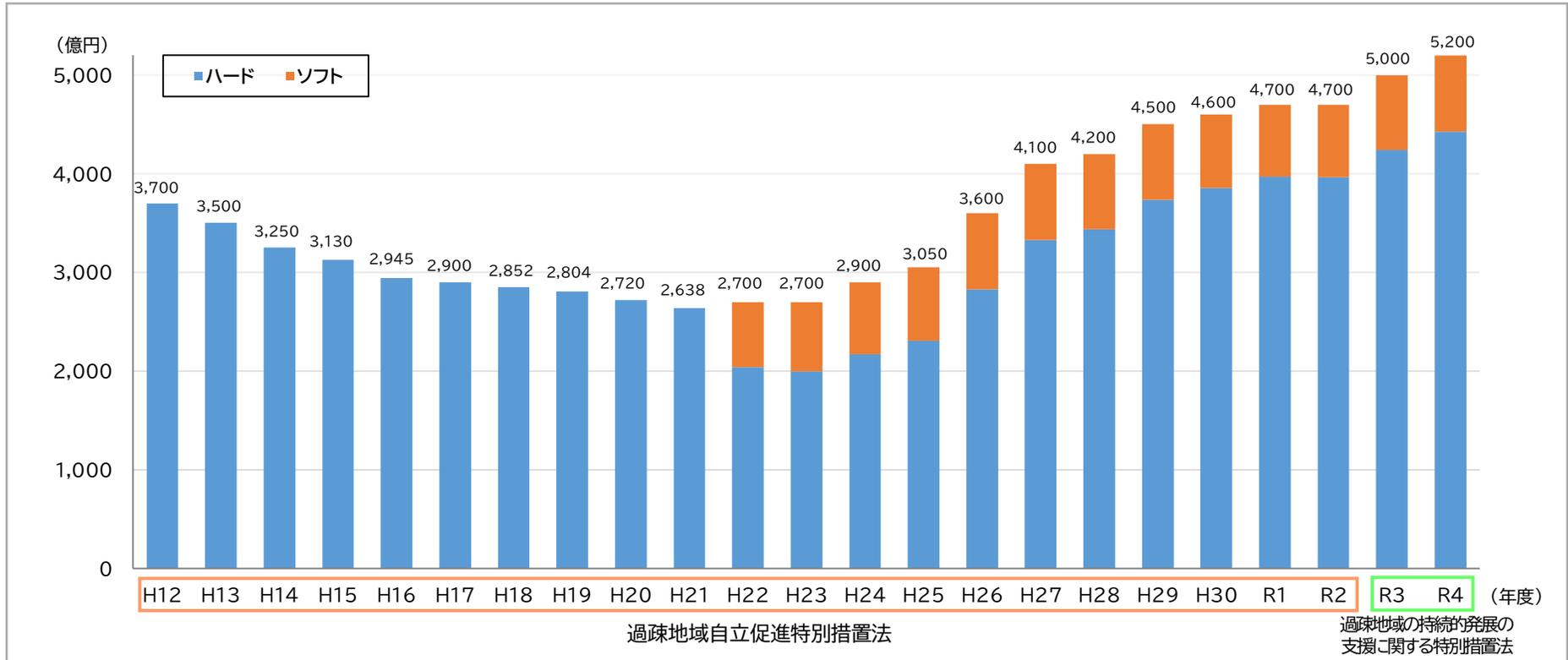
		全部過疎	みなし過疎	一部過疎	合計
市町村数 (全国市町村数 に対する比率)	現行	650 (37.8)	21 (1.2)	149 (8.7)	820 (47.7)
	追加後	713 (41.5)	14 (0.8)	158 (9.2)	885 (51.5)

（参考）今後のスケジュール

令和4年4月1日 過疎地域に異動がある市町村の公示

過疎対策事業債の地方債計画額について

令和4年度地方債計画においては、公共施設の老朽化対策の推進や、令和2年国勢調査の結果に基づく過疎地域の追加等に対応するため、5,200億円(前年度比200億円、4.0%の増)を計上



過疎地域自立促進特別措置法 (単位:億円,%)

年度	計画額	増減額	増減率
平成12年	3,700	38	1.0
平成13年	3,500	▲200	▲5.4
平成14年	3,250	▲250	▲7.1
平成15年	3,130	▲120	▲3.7
平成16年	2,945	▲185	▲5.9
平成17年	2,900	▲45	▲1.5
平成18年	2,852	▲48	▲1.7
平成19年	2,804	▲48	▲1.7
平成20年	2,720	▲84	▲3.0
平成21年	2,638	▲82	▲3.0

過疎地域自立促進特別措置法 (単位:億円,%)

年度	計画額	計画額		増減額	増減率
		ハード	ソフト		
平成22年	2,700	2,038	662	62	2.4
平成23年	2,700	1,998	702	0	0.0
平成24年	2,900	2,173	727	200	7.4
平成25年	3,050	2,305	745	150	5.2
平成26年	3,600	2,831	769	550	18.0
平成27年	4,100	3,331	769	500	13.9
平成28年	4,200	3,436	764	100	2.4
平成29年	4,500	3,735	765	300	7.1
平成30年	4,600	3,855	745	100	2.2
令和元年	4,700	3,969	731	100	2.2
令和2年	4,700	3,967	733	0	0.0

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (単位:億円,%)

年度	計画額	計画額		増減額	増減率
		ハード	ソフト		
令和3年	5,000	4,240	760	300	6.4
令和4年	5,200	4,427	773	200	4.0

過疎対策事業債の概要

- 過疎対策事業債は、過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画※に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
- 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入
- 対象事業は次のとおり

※過疎地域持続的発展市町村計画は、当該市町村の公共施設等総合管理計画に適合するよう定めることとされている(過疎法第8条第6項)

(ハード分)

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
	<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○再生可能エネルギーを利用するための施設 		

(ソフト分) ※出資及び施設整備費を除く

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

- 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象
- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ② 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ③ 地方債の元利償還に要する経費
 - ④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

過疎対策事業債ソフト分について

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第14条第2項
前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

○ 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象
(出資及び施設整備費を除く)

- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ② 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③ 地方債の元利償還に要する経費
- ④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）

過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

<発行限度額の算定>

○ 算式

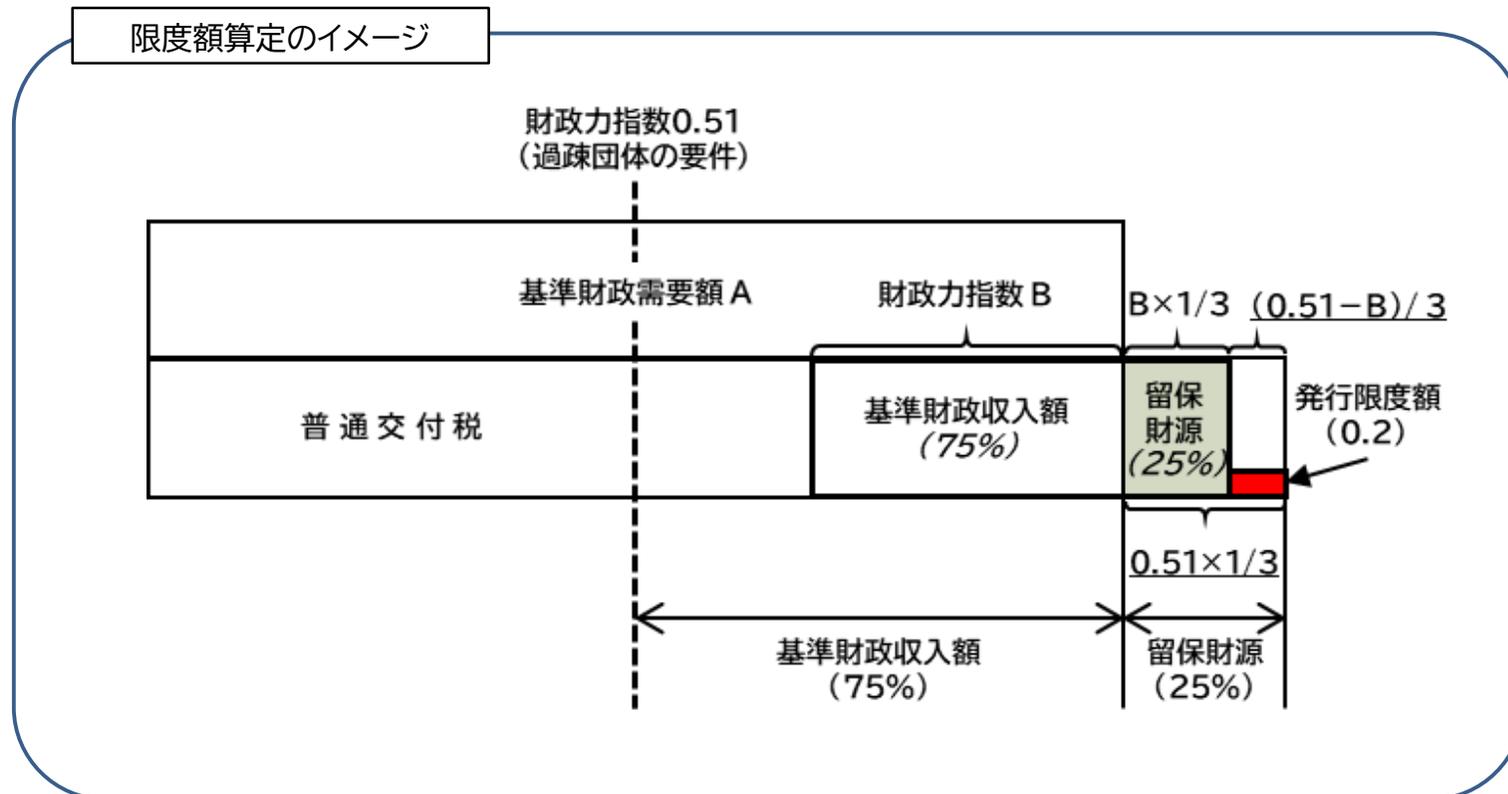
$$A \times (0.51 - B) \times 1 / 15$$

(算式の符号)

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)

○ 最低限度額3,500万円



(参考)各種指標の説明

(参考) 各種指標の説明

○ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値。

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額(形式収支)から、翌年度への繰越し財源(継続費の繰次繰越[執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源)を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額(単年度収支)から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源(地方税+普通交付税等)+減収補填債特例分+臨時財政対策債}}$$

<健全化判断比率・資金不足比率について>

○ 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

○ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

○ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。